

繊維産業の構造調整と輸入政策

一 繊維産業の国際調整問題

最近産業と貿易の調整問題が対外政策でも国内政策でもとり上げられることが多い。輸入品と競合する国内産業の困難は決して新しい問題ではないが、それが拡大且深刻化している裏には、先進国間及び先進国・発展途上国間の相互依存関係が高まって、諸国の産業の間の競合関係、補完関係二つともに強められていることがある。

日本が直面する多様な国際産業調整問題の中で、繊維産業調整は日本とアジアの発展途上国との今後の国際分業関係の方向を卜うものとして関心を集めている。繊維産業はこれら新興工業国及びそれに続く国々にとって輸入代替から輸出化に発展させた少数の有望産業の一つで

ある。他方日本にとっては、それはかつての花形輸出産業であったが、過去三〇年間に急速に比較劣位化して、輸出減退と輸入増大を経験した代表的な成熟産業であるからである。

発展途上国の追い上げに対する先進国の対応には二通りある。各種の輸入制限措置によって輸入圧力そのものを抑制しようとする防衛的調整政策 (Negative Adjustment Policy, NAP) と、逆に輸入競争圧力をとり入れて国内企業の自発的対応を促進する積極的調整政策 (Positive Adjustment Policy, PAP) とである。一九七八年五月OECDの閣僚理事会は、先進国と発展途上国との間の補完関係を正しく認識して、PAPの方向を出した。しかしそれは多分に建前であって、各国の現実

山澤逸平

の対応にはNAPの性格が濃い。長らく比較劣位化に悩んできた繊維産業では特にその傾向が強く、MFA(多種繊維製品協定)の下で繊維品の管理貿易化が進行している。

MFAにおいて日本は先進国中唯一、輸入規制を行わない自由輸入政策をとってきた。しかし最近の輸入増大傾向の中で繊維業界を中心に日本国内でも輸入規制要求の声が高まっている。しかし上述のようにその帰趨はただ繊維貿易のみに止まらず、日本の対発展途上国経済調整を規定するものとなろう。

本稿では日本の繊維産業の調整過程を分析して、この政策問題に対する一つの回答を用意しようと試みるものである。

二 日本繊維産業と国際環境の変化

日本の繊維産業が直面する調整問題を理解するには、世界、特に東・東南アジアでの日本の繊維生産・貿易の推移を眺めるのが手取り早い。一九五〇年代の初め、日本は東・東南アジア地域でのほとんど唯一の近代的繊維生産国・輸出国であった。近代的な繊維工業は台湾・香

港で一九五〇年代初めから、韓国で一九五〇年代半ばから始まったが、香港は別として一九六〇年代に入るまでは輸出余力をもたなかった。一九五〇年代後半でもASEAN諸国の綿工業は始まったばかりで、東南アジアは日本の綿製品の主要輸出先であった。

一九六〇年代にはASEANの綿製品の輸入代替は急速に進んだ。これには日本の繊維企業がこれら諸国政府の積極的誘致政策に呼応して輸出から企業進出・現地生産に切り替えたことも貢献している。東アジア三国の対米綿製品輸出はこの期間内に増大し、日本品に置き代わっていった。この期間に日本の綿製品輸出は米国市場では東アジア製品に、ASEAN市場では地元製品(その大きな割合が日本と地元との合弁企業製品だが)に置き代わられた。これが日本の繊維産業調整問題の第一局面である。化学繊維系・織物の生産は東アジア・ASEAN諸国とも一九六〇年代後半から始まったが、一九七〇年代初めにかけて急速に輸入代替を達成し、輸出化に進んだ。

一九七〇年代後半になるとASEAN諸国からの輸出化が本格化した。すでに十分な競争力をつけ、ヨーロッパ

(23) 繊維産業の構造調整と輸入政策

表1 日本の繊維需給表：1955—79 (単位：千トン，%)

	国内需要 (D)	輸出 (X)	国内生産 (S)	輸入 (M)	X/S (%)	M/D (%)
1955	546	341	872	4	39.1	0.7
1960	743	487	1,270	4	38.3	0.5
1965	1,050	495	1,566	6	31.6	0.6
1970	1,444	610	2,036	63	30.0	4.3
1971	1,496	735	2,175	87	33.8	5.8
1972	1,528	719	2,130	143	33.8	9.4
1973	1,932	550	2,248	343	24.5	17.8
1974	1,431	622	1,948	211	31.9	14.7
1975	1,404	639	1,879	141	34.0	10.0
1976	1,533	637	2,000	169	31.8	11.0
1977	1,411	710	1,854	167	38.5	10.8
1978	1,738	568	1,975	317	28.8	18.2
1979	1,887	508	2,072	339	24.5	18.0

(注) (1) 衣料用、産業用全繊維製品を糸ベース換算したもの。

(2) 流通在庫があるため $D+X=S+M$ は正確には成立しない。

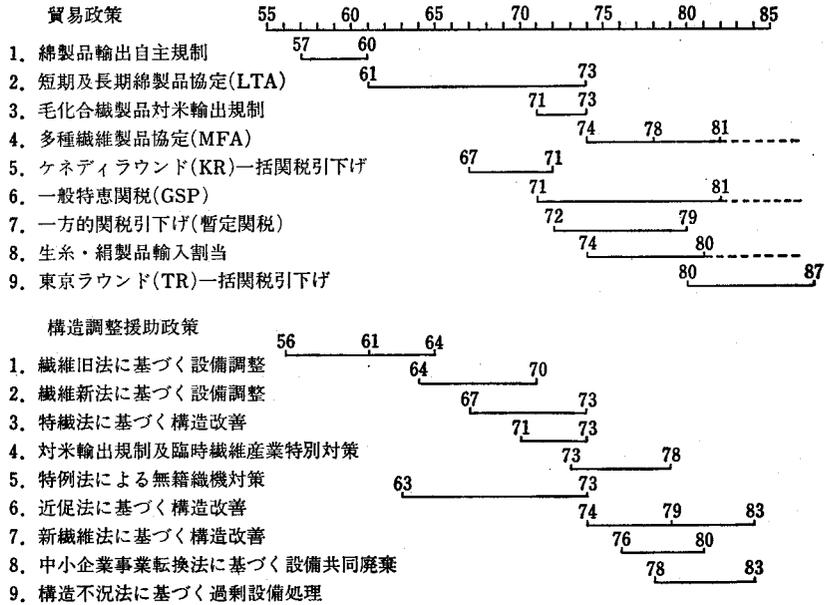
(出所) 通産省『新しい繊維産業のあり方』1977年、同省『産業構造の長期ビジョン』1979年。

パ、中近東にも輸出先を拡大した東アジア製品を先頭に日本市場への浸透も始まった。日本では一九七〇年代初めまでの高度成長下での人手不足と賃金上昇と一九七一、七三、七八年と繰り返された大幅な円高化、それに関税引下げ、一般特恵関税実施などの要因が重なりあって、繊維品の競争力は大きく減退して、下級品を中心に輸入が増した。日本の繊維産業は今度は国内市場で他のアジア諸国産品と競合することになった。これが日本繊維産業調整問題の第二局面である。

しかしだからといって、日本の繊維産業が過去三〇年間衰退しつづけてきたわけではない。それどころか、この間に化学繊維を中心に、国内生産を三倍増し、海外直接投資も積極的にこなしてきた。鉄鋼や自動車の生産増加には及ばないが、一九七〇年代初めまで着実に拡大してきたのである。

着実な生産成長の原因は内需の成長にある。表1には全繊維製品の需給を糸ベース換算で示してある。一九七〇年代の初めに転換点があって、それ以後国内生産の伸びは停滞し、輸出は減少し、輸入は急増した(後述するように一九七三年の輸入ラッシュは異常である)。輸出

表2 繊維産業の貿易政策と構造調整援助政策



(出所) 通産省「新しい繊維産業のあり方」1977年、その他。
 (注) 貿易政策4、6、8の点線は継続が予想されることを表わす。

はなお輸入を凌駕し、黒字になっているが、これは化繊製品でなお高い輸出比率を保っているからである。しかし一九七七―七九年の趨勢が続けば、一九八〇年代には容易に輸入超過に転ずるであろう。

以上の輸出減退と輸入増加は繊維貿易政策の変化と深く係わっている。表2の上半分には一九五〇年代末から日本の繊維産業が逢着した貿易政策を要約している。一九五七年の綿製品対米輸出自主規制に始まる四つの輸出規制措置は日本の対米輸出を無理やりに抑制した。表2、貿易政策の5、6、7、9は輸入自由化措置であり、一九七〇年代の対日輸入増加に貢献した。

このような外部的な貿易条件の変化に対して、日本の繊維産業はどのような対応したか。これが国内構造調整であり、表2の下半分にはそれに対して

(25) 繊維産業の構造調整と輸入政策

政府が与えた調整援助政策を要約している。すでに一九五三年に、綿紡績織布の老朽設備処理と化学繊維産業振興を目的として最初の繊維産業法（繊維旧法）が施行された。その後は一連の繊維法によって調整援助が続けられたが、一九七一年の対米輸出自主規制（貿易政策の3）に対する補償措置としてとられた臨時産業特別対策（構造調整政策の4）のように直接対応しているものもある。

繊維産業の調整問題に対する政府の対応を輸入政策と国内調整援助政策の組合わせで捉えるならば、日本の対応は欧米の対応とは対照的である。欧米がMFAでの輸入制限を主として国内調整援助を組合わせているのに、日本は自由輸入政策と調整援助の組合わせである。

MFA（多種繊維製品協定、Multi-fiber Arrangement）は元来繊維貿易の漸進的自由化と発展途上国の経済発展を促進するとの建前で始められたものだが、現実には米国、欧州など先進国で、繊維製品輸入増加の国内業界への影響を庶断する有力な規制手段となっている。この協定の下で各輸入国は輸出国と個別に二国間協定を結んで品目毎に細かい数量制限を行なう。日本は先進工業国中で唯一国、輸出国としてこの協定に参加している。MF

Aは一九七七年の改定で合理的逸脱の名目で輸入制限基準を事実上骨抜きにした。一九八一年の延長交渉でも米国、EC等が規制を強化する意向が伝えられている。MFAの下で繊維製品の管理貿易化が進行していくのに対して発展途上国側の不満が高まっており、日本の輸入政策の帰趨に対する関心が強い。

三 輸入増加と規制要求

繊維製品輸入は過去一〇年間大幅に増加した。一九七三年の輸入ラッシュのような振動はあるが、表3は三時点（一九七二、七五、七八年）をとらえて輸入増加の内容を見たものである。

(1) 総額では一九七二―七五年間で一三一・〇%、一九七五―七八年間で四五・四%増であった。同期間内の繊維品輸入物価指数はそれぞれ三九・六%と二・八%増だったから、前の三年間の方が二倍以上の増加になる。一九七二―七八年間の実質増加は年率一四・一%になる。一九七二―七九年間の米国の繊維製品輸入量増加率マイナスイス三・〇%、一九七六―七九年のECの増加率五・四%と比べるとその急増ぶりが分ろう。

(2) 輸出国は東・東南アジア(初めの五行)からが五〇・一%から六七・二%に増加したが、中でも韓国のシェアは倍増近く、三八%を超える。米国・ECのシェアは減少している。

(3) 品目別では織物シェアが減少し(四二・七→二七・二%)、衣類シェアが急増大(二八・八→四五・〇%)し、糸シェアも増加(一三・六→一六・五%)した。糸・織物の内容を見ると綿が減少、絹・化繊シェアが増加している。さらに輸出ソース別に見ると、絹は韓国・中国の二大ソースに加えて近年EC・ASEANからの輸入が伸びている。綿も中国・韓国、化繊は韓国・台湾に近年ASEANからの輸入が増加してきた。衣類輸入はどのソースからも増加しているが、中でも韓国・ASEANからの増加が顕著である。

輸入増加に直接影響するのは ①国内市況や需要動向と ②円高であり、いずれもその衝撃は急であった。①は一九七三年の輸入ラッシュの原因になったし、②は一九七一年と一九七七年に急騰して輸入増加を加速した。

一九七三―七四年の輸入ラッシュは最近十数年の輸入

増加趨勢から乖離した異常なものと考えざるべきであろう。それは石油危機前の世界的商品ブームの中で起った投機的需要増加によって誘発され、日本の複雑な繊維品流通組織の中で増幅された。後述するように日本の繊維産業は各生産段階が二重、三重の流通組織で結びつけられ、生産者と最終消費者との直接の結びつけない。生産者は消費者の動向よりは流通業者の投機的思惑に動かされやすい。消費規模を上回る過剰な紡織設備を抱えた中小企業は、このような中で容易に過剰生産と経営危機とを繰返してきたのである。

急激な輸入増加は輸出入側双方にとって望ましくない。輸入業者の多くが各地の供給源を買いあさった場句に、滞貨累積から大損を喫し、その後の輸入拡大に消極的になつてしまった。他方発展途上国の輸出業者の方も輸出ラッシュとその突然の中断に翻弄されたのである。

しかし持続する輸入増加趨勢を支えるのはやはり ③日本の繊維産業の比較劣位化、④東・東南アジア発展途上国の繊維産業発達と輸出供給力の拡充、そして ⑤日本の製品輸入自由化等の長期的要因である。

③の比較劣位化は、高度成長過程での労働不足・賃金高

(27) 繊維産業の構造調整と輸入政策

表3 日本の繊維製品輸入実績 単位百万円, ()内は%

	年	糸 合計	織物 合計	絹糸・ 織物	綿糸・ 織物	化繊糸・ 織物	衣類 合計	織 維 製 品	
								合計	(構成比)
1. 韓 国	1972	6172	16935	13290	7812	1649	11033	36955	(21.9)
	1975	30013	33598	50303	8257	4625	57567	124457	(32.0)
	1978	42119	55058	41514	34864	20618	108552	214756	(37.9)
2. 台 湾	1972	599	5651	68	5080	980	9478	17394	(10.3)
	1975	1693	3809	80	2647	2682	20672	28905	(7.4)
	1978	10129	6268	1007	2960	12417	34404	58220	(10.3)
3. 香 港	1972	110	608	2	569	69	5978	6892	(4.1)
	1975	1161	264	1138	60	210	20527	22374	(5.7)
	1978	567	3707	3966	228	69	26604	29235	(5.2)
4. 中 国	1972	2903	9021	7670	4249	4	5557	20017	(11.9)
	1975	10798	23369	25585	8534	14	16424	58996	(15.1)
	1978	9476	24913	17926	16062	262	18127	64303	(11.4)
5. ASEAN	1972	953	1236	47	1036	39	491	3149	(1.9)
	1975	1516	2467	131	527	911	2535	10909	(2.8)
	1978	3491	4262	1280	2747	2358	2696	13401	(2.4)
6. EC	1972	2150	18991	1911	2091	5096	10364	41632	(24.7)
	1975	3941	41122	8676	4056	8487	30150	90857	(23.3)
	1978	6567	43072	10033	6844	8317	43080	107339	(18.9)
7. 米 国	1972	986	11934	3	10369	1929	1905	18187	(10.8)
	1975	2822	4248	796	3092	2488	4419	18354	(4.7)
	1978	3390	2735	647	1164	3274	10149	26941	(4.8)
8. 世界計	1972	22915	71954	23559	43326	10812	48630	168591	(85.6)
		(13.6)	(42.7)	(14.0)	(25.7)	(6.4)	(28.8)	(85.1)	
	1975	58604	121153	89034	37965	21752	160112	389483	(91.0)
	(15.0)	(31.1)	(22.9)	(9.7)	(5.9)	(41.1)	(87.2)		
	1978	93638	154092	85347	80072	49576	255095	566489	(90.9)
		(16.5)	(27.2)	(15.1)	(14.1)	(8.8)	(45.0)	(88.7)	

(出所) 日本化学繊維協会『化繊ハンドブック』1978, 80年版。

(注) 世界計の行及び繊維製品合計の欄の()内はそれぞれ日本の繊維製品輸入の品目別・国別構成比(%)である。

騰と石油価格高騰による化繊原料コスト高による。後者は川上段階、前者は川中・川下段階の日本繊維産業の輸出競争力を弱めたが、自動車・電気機械等の輸出成長がもたらした円高によって、この傾向はさらに促進された。しかし織布・衣服製造段階の一部ではなおデザイン・品質面で非価格競争力が残っており、ポリエステル長繊維織物のように米国市場でなお八五%の高シェアを保っているものもある。化繊織物での五〇%を超える輸出比率は、一般的な繊維産業比較劣位化の中でもなお欧米先進国、アジアの新興工業国との間に水平分業展開の余地が小さくないことを示

唆している。

④のアジアの繊維産業の輸出化は、過去二、三十年間のアジアの工業化の成功例である。それには日本の大繊維企業による直接投資も貢献した。しかしそれはこれまで現地の輸入代替化と欧米への輸出化へ係わってきたのであって、日本への逆輸出というブーメラン効果は部分的に最近現われはじめたに過ぎない。これら諸国の輸出競争力の基本は低賃金であり、技術的にも容易な綿製品から始まったが、最近では技術・経営資源を蓄積して、衣類・繊維製品でも輸出競争力をつけてきている。

⑤のわが国繊維品輸入自由化は、ケネディ・ラウンド(KR)から東京ラウンド(TR)関税引下げに到る工業製品貿易自由化政策の一環として実現してきたものである。もともと繊維品関税は高く、KRの結果日本・ECは五―二五%まで、米国は五―四五%まで広がった関税分布構造をとっていた。一九八七年のTR完成時には、日本とECは五―一五%に、米国は五―二〇%に集中した関税構造に引下げられることになっている。²⁾しかし日本は四七年の一方的(暫定)関税引下げでTR後の関税構造を実現してしまっており、それ以後このもつとも低

い関税構造が適用されてきた。

さらに日本はMFAに参加しているが、先進工業国としては唯一、輸出国として参加しており、生糸・絹製品の輸入制限(これは養蚕農業保護の延長と考えられるべきであろう)を除いては米国・ECのような輸入数量制限を行っていない。これに加えて一九七一年度から実施した一般特惠関税(GSP)があり、アジアの新興工業国からの繊維品輸入は最大の受益者になっている。たしかに繊維品輸入は重大関心品目として通常一〇〇%のところ五〇%の特惠マージン、品目毎に特惠輸入の上限を決めたシーリング等制約も少なくないが、毎年四月の年度初めには特惠枠内での輸入を狙って輸入ラッシュが起り、対日輸入拡大の先駆けをしている感がある。米国は初めからMFA品目はGSPから除外し、ECも昨年からは実質的にMFAの制限に組入れてしまったことと対比するとき、日本の自由輸入政策は特筆されてよい。³⁾

しかしわが国でも一九七三年の輸入ラッシュを契機に輸入品と競合する繊維業界から輸入制限要求が出てきた。そして一九七八年以降輸入増勢が高まるにつれてこの要求もエスカレートしている。輸入制限要求の主な論拠は

(29) 繊維産業の構造調整と輸入政策

つぎのようなものである。⁽⁴⁾

- (1) 輸入急増は過剰設備廃棄等の国内調整努力を無力化してしまふ。
- (2) 欧米諸国と同じくMFAを発動して秩序ある輸入増大の下で国内繊維生産の調整や企業・労働の転換を促進すべきである。
- (3) 一部繊維品の輸入急増も、それと直接競合する国内生産業種を壊滅させるだけでなく、その関連業種の空洞化を通じて、日本がなお比較優位をもつ業種も含めて繊維産業全体を衰退させる。
一九七三年五月、日本繊維産業連盟は輸入対策委員会を発足させて、いろいろなレベルでの働きかけを行ってきた。
- (A) 政府に対しては、輸入急増九品目についてMFAを発動して、二国間協議を含む輸入制限を実施するよう要望している。
- (B) 国内輸入業者・輸入組合と定期的に会合して、無秩序輸入を自粛するよう要望している。
- (C) 韓国・台湾の輸出業者に対しては業界レベルでの輸出自主規制を申し入れたたり、綿糸の「ダンピング輸

入」調査をする等の牽制を行なっている。

通産省は輸入制限要求には慎重な態度をとって、輸入成約状況調査制度（一九七四年十二月）や繊維工業審議会の需給貿易委員会（一九七六年度）を設けて、常時輸入実態の監視に努める以上には出ていない。しかし前節で述べたように繊維輸入政策の転換は、日本の発展途上国との産業調整の先駆となるものである。国民経済的観点からの慎重な検討が必要である。次節では繊維産業の国内での調整プロセスを分析しよう。

四 繊維企業調整の諸形態と調整援助政策

まずわが国繊維産業の生産段階別企業組織を見ておこう。表4には原料、紡績、織・編、二次加工段階に分けて、生産組織とその変化趨勢を示した。最右欄の構成比に見られるように紡・織・編段階（ねん糸、染色、仕上げ等も含む）が中心であり、他方化繊製造は付加価値生産でも七％に過ぎない。しかしこの化繊製造にたざざる十数社の大企業が、紡績の大きな部分および織・編の一部分を兼営している。織・編段階は、事業所あたりの従業員数からも分るように、多数の中小企業から成り、

全国の地方都市中心に、「産地」と呼ばれる專業集團を形成している。個々の産地の企業数は数十から千を超え、るものまで様々だが、その大多数は小・零細企業であり、少数の中規模企業や産元商社と下請關係を結んで、糸供給、製品販売、金融面で依存している。織機だけを所有して、賃織をしているものも多い。これにねん糸、染色、仕上げ等の関連業種企業が参加して、有機的な分業組織を形成する。綿・スフ織物業（合織短繊維織物を含む）で全国に六二産地（政府指定）、絹・人絹織物業（化学長繊維織物が主体）が一九産地ある。

衣服製造段階は最近二〇年間で急拡大してきた。付加価値生産額シェアでは一九六〇年で八・七%、一九七〇年でも一六・五%であったに過ぎない。量産にのる下着、外衣類で少数の中堅企業が急成長してきたが、靴下・ワイシャツ等古い業種は多数中小企業が産地を形成している。衣服製造と川上・川中段階との企業提携關係は稀薄であり、米国のようにアパレルメーカーによる垂直統合が進んでいるのと対照的である。このように各製造段階での横の關係は強いが、縦の方向には隔離されて、複雑な流通専門企業層で結ばれているところに、日本の繊維

産業組織の特徴があり、この理解を欠いては繊維産業の構造調整を論ずることはできない。

このように複雑な産業組織の中にある個々の繊維企業は、前節で述べた対外市場・競争条件の変化にどのように対応してきたであろうか。その多様な対応の仕方を二分すれば、(A)直接投資による海外への生産再配置、他業種への転換、設備近代化・高級品化と、(B)生産調整、設備調整、廃棄になろう。長期的には(A)が主体であり、それに付随して(B)が自主的に行なわれるべきものである。しかし現実の経過を見ると(B)の遅れが(A)の足を引張って、わが国繊維産業の構造調整を妨げてきたと言えよう。そのため一連の繊維産業法による調整援助は、この(B)の促進により多く係わったのである。その基本的特徴は以下のようにまとめられよう。

(1) 繊維旧法の初めから機械設備を主対象として、その過剰処理や近代化を主として、従業員対策は従であった。(2) 雇用調整援助を中心とする米国とは異なって企業単位の調整援助だが、これは日本の繊維産業の雇用調整の特徴に適應しているといえる。そこでは若年女子労働は自発的に他産業へ転向しているし、中高年齢男子熟練労働

(31) 繊維産業の構造調整と輸入政策

表4 繊維産業の生産段階別構成

	1960	1965	1970	1975	1978	1978 構成比 (%)
(264) 化学繊維製造業						
(a) 事業所数	38	51	77	76	96	0.06
(b) 従業員数(人)	76,272	82,197	71,626	62,633	43,344	2.97
(c) 付加価値生産額 (百万円)	89,091	169,431	438,741	171,886	289,771	6.78
(b)÷(a)	2,007	1,612	930	824	452	
(c)÷(b) (千円/人)	1,168	2,061	6,125	2,744	6,685	
(20) 繊維工業						
(a) 事業所数	82,839	100,157	112,754	114,111	106,741	69.76
(b) 従業員数	1,264,263	1,326,872	1,264,228	995,669	866,843	59.49
(c) 付加価値生産額	473,896	774,716	1,505,166	2,229,244	2,707,033	63.39
(b)÷(a)	15	13	11	9	8	
(c)÷(b)	375	584	1,191	2,239	3,123	
(202) 紡績業						
(a) 事業所数	2,606	2,025	1,369	1,206	1,089	0.71
(b) 従業員数	296,524	277,074	255,154	155,211	121,426	8.33
(c) 付加価値生産額	154,790	169,667	301,435	279,452	380,818	8.92
(b)÷(a)	114	137	186	129	112	
(c)÷(b)	522	612	1,181	1,800	3,136	
(204) 織物業						
(a) 事業所数	44,516	54,651	59,378	58,410	52,267	34.16
(b) 従業員数	476,580	471,059	391,573	299,192	251,415	17.25
(c) 付加価値生産額	142,826	242,796	423,163	611,332	726,149	17.00
(b)÷(a)	11	9	7	5	5	
(c)÷(b)	300	515	1,081	2,043	2,888	
(205) メリヤス製造業						
(a) 事業所数	8,650	12,434	16,681	17,985	17,720	11.58
(b) 従業員数	113,098	174,068	215,402	203,491	194,962	13.38
(c) 付加価値生産額	38,597	65,626	245,577	432,151	536,306	12.56
(b)÷(a)	13	14	13	11	11	
(c)÷(b)	341	377	1,140	2,124	2,751	
(21) 衣服・その他繊維 製品製造業						
(a) 事業所数	19,214	24,994	33,455	43,194	46,180	30.18
(b) 従業員数	210,099	310,983	413,786	530,802	547,015	37.54
(c) 付加価値生産額	54,946	155,844	385,502	933,575	1,273,971	29.83
(b)÷(a)	11	12	12	12	12	
(c)÷(b)	262	501	932	1,759	2,329	

(出所) 通産省『工業統計表』産業編, 1966年, 1978年版。

(注) (1) 最右欄は各段階の繊維産業全体(264+20+21)に対する構成比。

(2) (20)には(202), (204), (205)以外にも梳毛紡績, 染色等の業種が含まれる。

表5 繊維産業に対する政府資金援助 (単位: 億円)

	融資	補助金	出資	合計
1. 繊維旧法時代 織機買上廃棄		16		16
2. 繊維新法時代 紡機近代化融資	10			10
織機買上廃棄		1		1
近促法融資	52			52
3. 特織法時代 特定4業種設備近代化	1,420			1,420
紡績織布過剰設備処理	20	19		39
協会出資金			37	37
近促法融資	451			451
対米輸出規制・臨織特	1,346	489		1,835
4. 新繊維法時代 知識集約化・施設共同化	351			351
設備共同廃棄	1,827			1,827
合計	5,477	525	37	6,039

(出所)『新しい繊維産業のあり方』48頁, 表1—9に, 通産省資料から4の項目を付加。

働は小・零細企業の動向と不可分だからである。

(2) 企業単位の調整援助としても、原則として資金援助は中小企業を対象とし、大企業は自力調整に委せる。前者は産地毎に同業組合を結成させて、所属都府県庁を通じて通産省が行政指導した。

(3) 特織法での構造改善事業や近促法では企業規模拡大・設備近代化を目的とした。新繊維法では知識集約化や施設共同化に重点を移して、産地組織の変革を目指している。

(4) しかし調整援助の主体はやはり過剰設備廃棄である。表5にも示されるように紡織機の買上げ廃棄は過去二十年間繰返し行なわれてきた。政府資金援助の単純合計六、〇三九億円の六二%はこの目的に支出され、その対象は中小企業であった。新しい方向を打出した新繊維法下でも、設備共同廃棄事業が実質上中心になっている。大・中堅企業から成る紡績・化繊製造では、すでに一九五三年から通産省の指導下に設備調整のための不況カルテルが繰り返し結成されて来たし、一九七八年の構造不況法では一九八三年までの設備廃棄・新設制限を指導している。

企業による自発的調整と政府の調整援助によって繊維産業の構造調整はどのように進化したか、(一)化繊製造・紡績の大企業グループ、(二)織布段階の産地中小企業グループ、(三)産地の零細企業グループに三分して調べよう。

(一) 大企業にとっては多様な調整方向が可能であったし、また実際に選択された基本的な調整方向も企業間で異なる。高度に省力化を進めた綿紡績工場はエネルギー費高騰前には発展途上国の低賃金と十分競合しうるものだった。二化繊メーカーはアジア地域中心に化繊製造工場を配置して原料供給網を整備した。これと途上国の投資奨励政策に誘われて、大紡績企業による紡績工場設立が活発化した。一九六五―七五年間の繊維企業による海外投資件数は一二七に達する。他方別の化繊製造企業は医薬品・化粧品・合成樹脂等の関連化学分野に進出した。総売上げに占める非繊維部門売上げのシェアは一企業で五四%、他の六企業では二五―三八%に達する。二、三企業が合同して共同販売会社を設立する動きも活発である。

他方過剰設備残存による経費負担はこのような前向きな調整努力の足かせとなってきた。紡績業界は一九五三

年から市況悪化の度毎に不況カルテルを申請して、生産調整・設備凍結・廃棄を行ってきた。一九七〇年代初めまで急成長した化繊業界も原料高と需要減に悩んで、一九七八年構造不況業種に指定され、一九八三年までに予想される設備過剰分の共同廃棄計画を進めている。

(二) 中小規模以下の企業にとって海外投資や他分野への転出の途はきわめて限られている。政府援助を受けてのスクラップ・アンド・ビルドが調整の主体となった。特織法の下での構造改善事業は、各産地の同業組合に、都府県庁の指導の下で、老朽設備廃棄や自動化・近代化設備ビルドの計画を作成させる。その個別企業への配分は企業からの申請と能力を勘案して組合が行ない、組合保証の下に中小企業振興事業団から融資(必要資金の七〇%、二年据置後一〇年返還、金利七・六%)が与えられる。組合はさらに転廃業者から設備の買上げ廃棄を行なう。そこで目指したのは設備近代化・企業規模拡大を通じて産地の競争力の回復であった。

ここでは綿・スフ織物業と絹・人絹織物業(ともに化繊原料が中心)の二つについて調べよう。表6―8には特織法下での構造改善事業について両業種の総体的実績

表6 旧構造改善事業とその成果

	綿スフ織物工業			絹人絹・織物工業		
	1966年度 実績	1973年度 目標	1973年度 実績	1966年度 実績	1973年度 目標	1973年度 実績
(1)独立企業及グループ数	9800	4800	9376	10023	4800	14354
(2)従業員数(人)	181001	135000	111771	200732	162000	174889
(3)織機台数(台)	421595	369000	401940	245184	234000	310692
(4)生産量(百万m ²)	4706	5771	4485	1499	2465	2291
(5)輸出品(百万m ²)	1766	1349	790	425	651	752
(6)平均織機台数 (3)÷(1)	42.5	76.9	47.8	24	49	19
(7)物的生産性 (4)÷(2)(千m ² /人)	26	43	40	7.5	15.2	13.1
(8)1人あたり付加価値 (千円)	512	1567	1560	530	1478	1533
(9)自動化率 (%)	31.6	56.9	45.3	5.2	30.0	22.7
(10)輸出比率 (5)÷(4)	37.5	23.3	17.6	28.4	26.4	32.8

(出所) 繊維工業構造改善事業協会『特定織物業構造改善事業の実績資料』1974年 2-3ページ。

を要約している。一九六七―七三年度間で従業員数減少は目標を上回って実現したが、企業数・織機台数の削減はかなり目標を下回った。織機台数・従業員数で測った平均企業規模は縮小した。

しかしこれは総体的数字であって、その内部での階層別分化の傾向に注目すべきである(表9参照)。綿・スフ織物業では従業員数一〇名以上の層は企業数でも従業員数でも軒並みに減少して、逆に九人以下の零細企業層がふくらんだ。この急速な調整の推進力となったのは若年女子労働の確保が近年きわめて困難になっていることである。家族労働と少数の縁辺労働では九名以下の規模の確保がやっとなった。しかし構造改善事業によって織機の自動化が推進されたことで、従業員数削減が可能になったことも見過されてはならない。一〇人以上層も出荷額でのシェアの減少はずっと小幅である。一人あたり出荷額をとると、一〇人以下層でもっとも低く、従業員規模とともに上昇して、三〇人以上で横這いになるが、この格差は一九六六年の二・四倍から一九七三年三・一倍、一九七八年四・五倍と拡大している。これは小中規模層での構造改善事業

(35) 繊維産業の構造調整と輸入政策

表7 織機ビルドと廃棄実績 (単位:台)

	綿スフ	絹・人絹
織機ビルド実績 (1967—73年度)		
(1)普通織機	3151	6675
(2)自動織機	8598	7553
(3)超自動織機	20817	9333
(4)合計	32566	24561
(5)織機ビルド比率 (4)÷66年度末織機台数	11.04%	12.82%
過剰設備処理実績		
(6)特定織機上のせ廃棄 (67—73)	20213	12518
(7)転廃業者買取廃棄 (66—70)	4168	1751
(8)対米輸出規制に係る買取廃棄 (71)	27972	17929
(9)臨時繊維産業特別対策 (71—72)	30081	3695
(10) (6)~(9)の合計	82434	35893
(11)織機廃棄比率 (10)÷66年度末織機台数	19.55%	14.64%
(12)中小企業事業転換法にもとづく設備共同廃棄 (77—80) (廃棄前台数に対する比率)	20%	12%

(出所) 『特定織物業構造改善事業の実績資料』, 及び通産省資料。

表8 旧構造改善事業への参加比率

	~5台	6~10	11~20	21~40	41~100	101~500	500~	合計
綿スフ織物業								
(a)全企業数	747	2395	3050	1860	1123	397	22	9594
(b)構改参加企業数	7	130	459	503	370	279	29	1777
(b)÷(a) %	0.9	5.4	15.0	27.0	32.9	70.3	131.8	18.5
絹・人絹織物業								
(a)全企業数	3492	4643	5539	3168	1871	680	41	19439
(b)構改参加企業数	61	216	606	782	752	500	40	3037
(b)÷(a) %	1.7	4.7	10.9	24.7	40.2	73.5	97.5	15.6

(出所) 繊維工業構造改善事業協会『特定織物業構造改善事業の実績資料』1974年450—453ページ。

(注) 全企業数は1974年3月末の数字。

効果の一端を示していると考えられる。絹・人絹織物業(紙幅制限のため規模別構成変化の表は省略)についても同じような階層分化と生産性格差増大の傾向が見出される。

(三) 他方零細企業層はほとんど構改事業に参加していない(表7参照)。典型的な零細企業の実態はつぎのように描かれよう。農家の納屋

を改造した工場に、旧式織機が一〇台、従業員は企業主と妻および娘の三人である。娘の夫はサラリーマンで、近くの大都市に通動している。企業主は一九五三年の織維ブーム時に工場を始めたが、その前はもっと大きな織物工場で働いていた。すでに六十歳に近く、後継はいない。小さな田畑があって米・野菜・果物を栽培し、自家消費分と若干の現金収入を得ている。

企業主は熟練した織工であって、自分の織機の音を聞いただけで故障の原因が分るし、常に機械の整備を怠らない。下請関係で内需用のゆかた地や単純デザインの出用先染生地を織っているが、糸とデザインは親企業から支給される。それを期日までに仕上げ、織工賃をもらうが、不況で工賃が低くなると、機械を止めて景気回復を待つ。構造改善事業には参加しなかったが、それは後継者もおらず、自身で融資返済するまで働けるあてがないからである。しかしあと五―一〇年、働けるかぎりは、自分から生涯の仕事を止める気はない。

このような家族労働工場だけで事業所数の八七%、従業員数の四七%、出荷額の二六%を占めている(表9参照)。これら零細企業は世代交替による廃業を待つ以外

に調整策はない。

織維産地はつぎのような特徴を備えた、優れた生産組織である。

- (1) 織・編・染・仕上げの熟練とノウハウの蓄積
- (2) 多数の熟練小企業が多品種・高品質の小ロット生産に特化
- (3) 原料(絹、綿から化繊へ)、品種、市場の変化に成長裡に対応してきた能力
- (4) 平均四〇―六〇%、高いものは八〇%を超す高い輸出比率を達成した競争力

このような産地組織の利点は将来も活用すべきものであり、今後とも輸出競争の変化、国内市場での輸入品との競争激化の中で、高級品・差別化品生産の非価格競争力を生かした方向へ、産地の企業組織を再編成することが考えられる。特織法の下での旧構造改善事業は有力規模企業を中心とした設備近代化・生産性上昇に貢献した。新織維法の下での新しい構造改善の方向(知識集約化、施設共同化)はそれをさらに促進すると期待される。

しかしすでに見たように設備廃棄方式がこの産地組織再編成にどのように貢献したか、問題とすべき点が多い。

表9に見るように共同廃棄が中断した一九七三―七八年にも階層分化は以前にも増して進行し、綿・スフ、絹・人絹両業種で、零細規模層の事業所数・従業者数も減少した。政府の設備廃棄援助よりも円高・輸入増加の市場競争圧力の方が構造調整の強力な推進力となつていると言えるのではなからうか。

五 結び

二―四節の分析にもとづいて日本の繊維産業の調整過程の評価をまとめよう。

(1) 欧米に比べて日本の調整は急速であつた。輸出減退が先行し、輸入増大が続いて進行したが、そのいづれに対しても日本の繊維企業は何とか対処してきた。

(2) 急速な調整ができた理由は競争圧力が維持されたことであつたと思われる。それは国内での輸入圧力のみでなく、輸出競争や円高のように政府の保護政策で断しにくいものであつたことにもよる。その中で大企業による海外直接投資や関連分野への転換が自発的に行なわれたのである。

(3) 政府の調整援助政策の主体はスクラップとビルドで

あつた。中小企業に対する近代化ビルドは限定的な成果を上げたが、スクラップ援助のやり方には問題が多い。

(4) 零細企業層は政府の調整援助政策からも外れて残存して、構造調整の総体的成果を低めている。これはあと五―一〇年間世代交替による廃棄を待つ以外ないのであつて、それなりの自発的調整を行なつていると言えよう。

以上をまとめて、今までのところ日本の繊維産業調整は欧米に比べるとうまく進んできたと言えよう。過去三〇年間の日本の繊維産業をとりまく国際環境の大きな変化を考えると、このことは決して過小評価すべきでない。おそらくそれにもっとも貢献したのは輸出市場・国内市場での途上国産品による競争圧力であつたと推定される。国内の調整援助政策は設備近代化面ではそれなりの成果を上げたが、過剰設備廃棄の面では産業自体の構造調整にどの程度貢献したか明らかでない。

今日、繊維輸入の増加が続く中で、繊維業界側の輸入規制要求が高まってきたが、現在の自由輸入政策を変えなければならないと主張したい。それはまず第一に、日本

(39) 繊維産業の構造調整と輸入政策

の輸入規制への踏み切りはMFAを一層強化させて、繊維品の管理貿易体制を完成させてしまい、途上国の輸出工業化を阻害するからである。第二に、今や巨大な繊維輸出供給力をもった東・東南アジアの途上国グループに隣接する日本の地理的状況から考えても、輸入規制によって彼等に門戸を閉ざすのではなく、その供給余力を部分的に吸収するのみならず、他の先進国への放出を促進する政策の方が賢明であるからである。

そして第三に、輸入規制論者の主張とは逆に、日本の繊維産業の調整はむしろ自由輸入下の競争圧力によって、もっとも有効に、望ましい方向に促進されると考えるからである。それは日本の繊維産業がなお残している非価格競争力と日本市場の高級品志向から推して、輸入が壊滅的に増大するのではなく、零細企業も含めた非効率部分の自発的廃業と、残存グループの効率的再編成を通じて、輸入増大と輸出持統とが釣り合った水平分業化の方向である。

- (1) 「活力ある繊維産業へ試練」日本経済新聞、一九八一年二月一三日号夕刊。
- (2) 輸入自由化政策の詳細については Ipppei Yamazawa,

“Increasing Imports and Structural Adjustment of the Japanese Textile Industry”, *The Developing Economies*, Vol. 18, No. 4, December 1980 参照。

- (3) 後述の通産省による輸入業者に対する行政指導を重視すると、こう言い切ることには反論がでよう。二〇〇〇余の輸入業者に対する行政指導の輸入制限効果の実態は把握困難だが、それを欧米諸国による輸入数量制限と同列に論ずるべきではない。また複雑な流通組織の輸入制限効果が指摘される。これについても百貨店や量販店による直接輸入等の短絡化が行なわれて部分的に匡正されてきている。
Yamazawa 上掲論文参照。

- (4) 繊維輸入規制論については、江本晴彦「輸入制限問題を考える——日本繊維産業への提言」『化繊月報』一九七四年十一月、平井東幸「新興工業国からの繊維製品輸入増大の影響」『関税調査月報』三二巻、一号、一九七八—七九。

- (5) 日本繊維新聞社『繊維年鑑』一九八〇、一九七—二〇三頁。

- (6) 雇用安定資金制度(一九七八年から)及び特定不況業種離職者臨時措置法(一九七八年から)が主な雇用調整援助である。

- (7) 表7の一九六七—一九七三年度間のビルドを上回るネットの廃棄率(対一九六六年度末織機台数比)は綿・スフ織物業で九・七%だが、表6の同期間の織機台数は対六六

年台数比で四・七%減であり、その差五・〇%は「自然増」(?)となる。絹・人絹織物業での同様の数字は、純廃棄率三・二%に対して実績は二六・七%増であり、「自然増」は二九・九%となる。

(8) 従業員数一—三人層が織機台数一〇台以下に、四—九人層が一—三〇台に対応すると推定される。

(9) 以下は一九八〇年夏三河産地での著者自身の実見に基づく。

(10) 政府の調整援助の否定的評価については米沢義衛「織維工業の構造調整」関口末夫編『日本の産業調整』日本経済新聞社近刊参照。米沢氏は事業所数や設備数変化の数量基準に加えて、経済的基準(利潤率格差や倒産率)に照して、一九六七—七三年間に明瞭な改善が認められないとする。しかし、①米沢氏の数量基準は織維産業を総体的に見ており、内部の階層分化(特に補助金を受けない零細層の存在)が考えられていない、②経済的基準は間接的指標で

あり、調整援助が比較劣位化という与件を相殺するほど強い効果をもつと考えられるであろうか、という難点があると思われる。

(11) 個々の織維産地は有機的組織体であつて個別の特徴をもち、その調整実績も異なる。また構造改革事業の実施単位であるから、それぞれに成果評価の対象となりうる。そこで産地別データを用いて補助金支出とその成果との相関分析が考えられる。予備的分析によると、織機台数あたり補助金額が高まるほど廃棄・ビルド比率も高まる傾向がある。しかしそれは自動化率の上昇とは弱い順相関がある程度で、物的生産性上昇や一人あたり付加価値増加との順相関は有意でない。これらの経済的基準との相関を高める要因として産地毎の主要生産物種類やそれに対する国内・輸入競争圧力等の変数が説明力をもてばわれわれの結論が支持されよう。

(一橋大学教授)